平成２８年（フ）第１０６号
青森県八戸市青葉２丁目12番15号　高砂荘７号、前住所青森県八戸市諏訪３丁目16番18号
債務者　廣田　京子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
群馬県桐生市境野町４丁目1007番地の２
債務者　新井　幸代（旧姓蛭間）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２３８号
山梨県韮崎市中田町小田川1393番地13、前住所山梨県韮崎市中田町中條2809番地
債務者　坂本　典子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２号
三重県四日市市万古町８番20―402号　ラウムズ阿倉川
債務者　伊達　公俊
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第８８９号
京都市伏見区向島津田町176番地３　メゾンG向島115号
債務者　松村　直紀
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９２９号
京都府八幡市八幡月夜田58番地の８
債務者　小倉　博子（旧姓西出）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
愛媛県松山市西石井６丁目14番15号　第３コーポ永井102号
債務者　関谷　博
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６０号
愛媛県松山市古三津６丁目６番19号　松本マンション102号
債務者　橋掛　文子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６１号
愛媛県松山市古三津６丁目６番19号　松本マンション102号
債務者　橋掛　佳奈
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８８号
愛媛県西条市周布295番地１
債務者　藤岡　藤子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１８０号
福岡県久留米市青峰３丁目５番９－８号
債務者　柿原　幸代
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４３号
福岡県田川市大字伊田2736番地１　三井伊田団地18―３－６、住民票上の住所福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈875番地79
債務者　近藤　敬介
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第６４号
福岡県田川市大字奈良1534番地５　大浦団地県住５棟　401号、前住所福岡県田川市大字伊田3725番地２アヴェンタドール205
債務者　山中隼之介
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３５号
仙台市太白区鈎取本町１丁目12番２号　エルディムみなもとⅠ―104
債務者　岡崎　梨恵
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１６５号
長野県塩尻市大字広丘野村1995番地１　ピーエヌ広丘203
債務者　中村　公彦
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１６６号
長野県塩尻市大字大門457番地５　増建アパート２Ｆ
債務者　加藤　和幸
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５０７号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目90番地の４　リバティフラット101、前住所大阪府泉佐野市上町１丁目６番22号（Ｂ―101）團野方
債務者　袈谷　洋子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係